

文教委員会資料①

1 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正に伴う
パブリックコメント手続の実施結果について

資 料 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部
改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部
改正について

こども未来局

（令和元年 11 月 14 日）

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部改正に伴う パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市幼保連携型認定こども園学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」について、3階以上に保育室を設ける場合は耐火建築物とする現行の規定を維持するため、条例の改正に向けて、パブリックコメント手続を実施しました。

市民の皆様から次のとおり、御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部改正について
意見の募集期間	令和元年9月17日（火）～ 令和元年10月16日（水）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・情報プラザ、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、こども未来局保育所整備課、こども未来局幼児教育担当にて資料閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・情報プラザ、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、こども未来局保育所整備課、こども未来局幼児教育担当にて資料閲覧

3 結果の概要

提出方法	意見提出数（件数）
電子メール	1通（1件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、条例（案）に賛成の御意見をいただきましたので、当初案のとおり条例改正の手続きを進めてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が条例（案）に沿った意見であるもの
- C 今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D 条例（案）や施策に対する要望の意見であり、条例（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E その他

項 目	件数 (件)	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
基準条例に関すること	1	0	1	0	0	0
その他の意見等	0	0	0	0	0	0
合 計	1	0	1	0	0	0

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

番号	意見の内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
1	条例案のとおり進めてもらいたい。	小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とします。	B

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部改正について

1 条例改正の趣旨と改正する条例

(1) 条例改正の趣旨

- 保育所の用に供する建築物に求められる耐火性能については、厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」で定める基準を参酌し、条例により規制している。
- また、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、内閣府令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」に従い、条例により規制している。
- 令和元年7月31日、府省令における保育所、幼保連携型認定こども園に求められる耐火性能についての規定が一部改正、同日施行されたため、それぞれの改正を踏まえ、本市で定める条例についても所要の改正を行う。

(2) 改正する条例

- ・ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）
- ・ 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）

2 府令及び省令改正の契機

(1) 耐火性能に関する現行の基準

- 保育所及び幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、建築基準法における病院、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等の特殊建築物に対する共通の基準に加え、府省令において上乗せ基準を設けている

【建築基準法と府省令の耐火性能比較表】

区分	建築基準法	保育所	幼保連携型認定こども園
3階建て以上の建築物	耐火建築物	建築基準法の規制のとおり	
2階建ての建築物	2階の床面積が300㎡以上の場合に限り、耐火建築物又は準耐火建築物	床面積にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物	床面積にかかわらず、耐火建築物（幼稚園の基準と同様）

上乗せ基準

(2) 建築基準法の改正

- 建築基準法の改正（令和元年6月25日施行）により、耐火建築物としなければならない特殊建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものは除かれたため、建築基準法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなった。

3 条例改正の考え方

(1) 府省令の改正について

- 建築基準法を所管する国土交通省としては、同法はあくまでも最低基準であり、個別の施設の耐火性能に関する上乗せ基準の在り方については、各所管府省が判断すべきという見解である。
- 保育所及び幼保連携型認定こども園を所管する内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、小学校就学前の子どもを確保する観点から、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とする現行の規定を当面、維持するため設備基準について、府省令の改正を行ったものである。

(改正された府省令)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(改正内容)

保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であることを規定する。

(2) 府省令と本市条例との関係及び本市における条例改正の考え方

- 保育所の耐火性能等を規定する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号（保育室等を設ける建物についての内容）は「参酌すべき基準」であることから、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるかとされている。
- しかしながら、保育所の耐火性能に関する規制については、省令と異なる内容を定める必要がないものと考え、省令と同様に条例を改正する。
- また、幼保連携型認定こども園の耐火性能については、現行と同等の耐火性能に関する基準を維持するため、保育室等を3階以上に設ける場合の保育所における耐火性能に関する要件に適合するよう、府令に従い改正する。

※ 現状、本市の保育所及び幼保連携型認定こども園について、整備予定の建築物を含め3階建てで延べ面積が200㎡未満の施設はない。

4 改正に向けたスケジュール

- 令和元年8月23日（金） パブリックコメント手続の実施報告
- 令和元年9月17日（火）～10月16日（水） パブリックコメント手続の実施
- 令和元年11月 パブリックコメント手続の結果公表
令和元年第5回市議会定例会に議案を上程（予定）